



弁護団だより

みんなして

No.28 発行 2014年5月

「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL：03-3379-6770

※題字「みんなして」は、安田純治弁護士の筆によるものです。

【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
5月9日 大阪高裁、大飯原発差止仮処分	5月8日 集団訴訟説明会（白河市、須賀川市）
5月20日 政府事故調「吉田調書」発表、福島第一原発、所長命令に違反し、所員の9割撤退が明らかに	5月11日 原告団・弁護団合同合宿（土湯温泉）
5月21日 東電、地下水560トン海洋法流開始	5月12日 弁護団会議（東京）
5月21日 福井地裁、大飯原発差止認容判決	5月16日 集団訴訟説明会（福島市）
報告集会で説明する馬奈木弁護士	5月17日 集団訴訟説明会（二本松市）
	5月20日 第6回期日（福島地裁）
	5月23日 集団訴訟説明会（郡山市）
	5月24日 集団訴訟説明会（南相馬市・相馬市）
	5月27日 原告団・弁護団合同会議（郡山市）
	5月27日 集団訴訟説明会（西会津町）
	5月28日 集団訴訟説明会（二本松市）
	5月31日 集団訴訟説明会（丸森町）

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 第6回期日のご報告 & 一人でも多くの仲間とともに第四次提訴を迎えましょう！！

5月20日、第6回期日が開かれました。前回に続き天候に恵まれ、約200名の方に参加していただきました。ありがとうございました。

この日の法廷では、国と東電、そして原告がそれぞれ書面を提出し、沖縄支部の原告・久保田美奈穂さんが意見陳述しました。

国の書面は、原告の原状回復請求は、行政権の発動を求めるものであり、民事訴訟としては不適法だとするもの（準備書面4）、国の不作為が違法だと判断されるための枠組みと過失の内容である予見対象について反論を述べ、原告と裁判所から求められた釈明事項に対して回答したものです（準備書面5）。

東電の書面は、精神的損害に関する賠償について指針で示されたもの以外には賠償責任がないと述べるもの（準備書面6）、過失を本件で審理する必要性はないが、「裁判所の理解に資するため、念のため」（！！）、過失がないことを主張したもの（準備書面7）、原告と裁判所から求められた釈明事項に対して回答したものです（準備書面8）。

原告の書面は、津波対策に対する国の規制権限行使のあり方と怒りの実態について述べるもの



(準備書面19)、原子力損害賠償法の存在によって民法の適用が排除されないと主張するもの(準備書面20)、平穏生活権侵害が原告らに共通する被害であることを述べたもの(準備書面被害総論2)、原告らの健康不安が合理的であることを主張するもの(準備書面被害総論3)、その他、今後の立証計画の予定や検証の必要性を述べたものです。

今回、国は、原告側から釈明を求められていた点について、「当時の資料が現存しないため、事実の有無を確認することができない」と述べました。これは、国と東電に過失があると主張する原告側が、予見可能性があったとする根拠として、4省庁報告書が2倍で津波高さを試算するようとしていることから、これに基づき2倍で試算するよう東電に指示したことがあるか否かを明確にするよう求めたものに対する回答です。「資料がない」とは、まったく無責任な回答です。

また、東電は、精神的損害について、賠償の範囲や程度について指針は合理的で相当な内容を示しているから、指針で示されたもの以外には賠償責任がなく、損害の程度を判断するうえでも過失を考慮する必要はないと述べ、「指針からは一步も出ない」姿勢を明らかにしました。

法廷では、原告側が国に対し、「資料がないという回答はにわかに信じがたい。どういう調査をしたのか明らかにされたい」と釈明を求めました。国は「結論は変わらないし、回答する必要性はない」とこれまた無責任な主張を述べましたが、原告側の反論にあい、裁判所からも釈明するよう求められ、どういう調査を行ったのか回答することとなりました。

原告側は、東電に対しても、「指針が合理的で相当だから過失を審理すべきではないという主張は、まるで裁判所も指針に拘束されるかのような言い草である」と批判しました。裁判所からも、「指針の内容や東電基準での賠償に不満があっても裁判を起こすことができないという趣旨か」との釈明があり、東電はこの点について回答することとなりました。



今回の法廷を通じて、「資料が見当たらない」国と「指針から一步も出ない」東電という国と東電の無責任で開き直った姿勢がいよいよ明確になりました。あわせて、国と東電が原告の過失をめぐる主張について正面から争うことができずに窮地に追い込まれていることも鮮明になりました。

過失(落ち度があったということ)をめぐることは、①今回のような事故が起きるかもしれないので何らかの対応をしなければならないといえるためにはどんな情報に接している必要があるか(結果回避義務を導くものとしての予見対象)、②そのような情報といえるためにはどの程度の情報である必要があるのか(確立した知見といえるための条件)、③そのような情報にいつ接したといえるのか(いつ予測できたといえるか)といった点について議論が交わされています。①については、10メートルを超える津波か、今回実際に到来した津波かをめぐって、②と③については、1997年に出された4省庁の「報告書」や2002年の地震調査研究推進本部地震調査委員会の「長期評価」が、今回のような事故について予見を可能ならしめる「知見」といえるか否かをめぐって、主張をたたかわせています。

責任をめぐる議論は、いよいよ大詰めになってきました。原告団として、重大な局面を迎えているという認識を全体で共有していただきたいと思います。そのうえで、現在の状況をふまえ、多くの方に第四次提訴の原告となっていただくよう働きかけを強め、次回期日にも大挙して参加していただけたらと思います。

第四次提訴は7月10日(木)、次回期日は7月15日(火)です。ぜひともご参加ください!!

(弁護士・馬奈木巖太郎)



第6回口頭弁論 原告意見陳述

久保田美奈穂さん（沖縄支部）

2011年6月、私は、息子二人と実母と一緒に、茨城から沖縄へ避難しました。

将来、息子たちに何らかの健康影響が出て、「なんでお母さんあのとき逃げてくれなかったの？」と問われたら、言い訳できないと思ったからです。しかし、避難によって被害が無くなったわけではありません。放射性物質の影響がない代わりに、実に多くのものを失いました。

金銭的な負担だけではなく。慣れない土地で生活するストレスや友人との関係が疎遠になった寂しさ、茨城にいたときのような子どもを中心とした濃密な友人関係を築けない寂しさもあります。何より、このまま避難し続けるのが正しいのか葛藤し続けています。夫や夫の両親は、避難し続けることに反対しています。避難生活を続ければ、夫や夫の両親との関係が形だけのものになってしまいます。何が家族にとって、息子たちにとって幸せなのか、日々考え続けています。被害は福島県だけにとどまるものではありません。放射性物質は県境で止まりません。茨城でも、その他の県でも被害は出ています。私の夫の尿からも放射性セシウムが検出されました。

私たちが今回の事故で被ばくしたことは紛れもない事実なのです。

私は、加害者である国や東電が、誰が被害者か、何が被害なのかを自分たちで決めていることが許せません。この裁判を通して、国や東電の責任を明らかにし、滞在者も避難者も、福島県民もそうでない人も、区別なく被害救済がなされることを望んでいます。私たちは今回の事故で、原発が人の手に負えるものではないと知ったはずですが、また同じ過ちを繰り返さないでください。

過去は変えられませんが、未来は変えられる、変えなければいけないのです。



意見陳述を終えて

意見陳述に福島県に行くことは、私にとって一大決心でした。

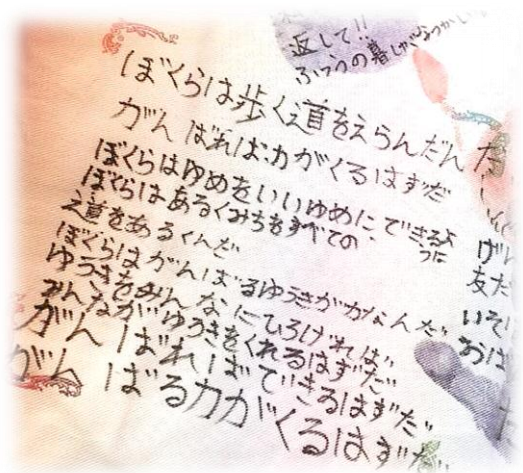
沖縄に子ども達を残して行くのも不安でしたし、なによりも『福島に行く』ということが正直怖かったです。

でも、私には息子達を被ばくさせてしまった後悔があります。そして、この様な状況をつくっておきながら未だに責任を認めない大きな力に対する怒りがあります。

今回の意見陳述を前に、沖縄に自主避難している人達のメッセージや手形を集めることにしました。福島地裁で訴えるのは私1人だけど、この事故が原因で避難した人たちが沢山いることを見せたかったからです。

いろいろな人が協力してくれました。せっかく避難しているのに、福島にわざわざ行くことを心配してくださる方もいました。

避難した人、残る人、様々な人が一緒にやっているのが『生業…訴訟』それだけに、いろいろと理解しにくい部分もあるかも知れませんが、私たちだけでもお互いを認め合って『国と東電に対して責任を認めさせる！』この想いで乗り越えていけたらいいな。と思いました。



↑久保田さんのお子さんが書いた詩



『あなたの福島原発訴訟』

～みんなして「生業を返せ、地域を返せ！」』が完成！！

原告団・弁護団編の『あなたの福島原発訴訟』が、6月、かもがわ出版社から出版されます。裁判の意義や進行状況、原告の方の想い、原告の方の意見陳述などがまとめられた一冊です。これから原告になっていただきたい方に読んでいただきたいのはもちろん、すでに原告になった方にも、法廷でのやりとりなどが理解できる内容となっています。ぜひぜひお買い求めください。1600円です。



第1次～第3次の原告のみなさまへ 会費納入のお願い

弁護団は現在、2年目の会費を集めています。年会費は弁護団の訴訟活動の費用に充てられます。

まだ納入されていない方は、年会費6000円の納入にご協力をお願いします。

お振込の場合は、
上記口座にお振込みください。↗

【振込先】

みずほ銀行 川崎支店

普通預金口座 4425545

口座名義：福島原発事故被害弁護団

(ふくしまげんぱつじこひがいべんだん)



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・ facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・ Twitter ▣ @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)